平成２４年（フ）第８２４号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の13　煉瓦館トワゾー307
債務者　柴田　茂人
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３４号
埼玉県飯能市東町27番12号　日進飯能マンション102
債務者　飯島秋治郎
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９号
山梨県大月市猿橋町猿橋289番地　市営アツクメ団地２―303号
債務者　小俣　京子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
長野県茅野市仲町14番18号
債務者　小浦　勝也
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９２３号
堺市北区東雲東町２丁１番27号　メゾン大和103号
債務者　原　　正勝
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２５号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地３棟1404号、前住所堺市堺区南島町４丁148番地27
債務者　阪口　孝司
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２８号
大阪府柏原市上市４丁目４番36号
債務者　淺井　堅志
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３７号
堺市堺区山本町２丁56番地１　アステージ堺312号、住民票上の住所堺市堺区三宝町２丁136番地１　Ａ―310
債務者　塚本　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
佐賀県唐津市菜畑4055番地１　コーポラス山口Ｂ―101号、前住所佐賀県唐津市相知町相知1470番地６
債務者　森山　理恵
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第９９号
佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦1324番地１
債務者　清水　信子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０４号
佐賀県唐津市和多田先石６番11号　グリーンライフ脇山１―５号
債務者　赤木　弘和
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２７５号
大分県別府市元町３番17号　中央アパート
債務者　鈴木　俊子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５号
北海道岩見沢市志文町297番地20　市営住宅３号棟１―６号室
債務者　石塚　行雄
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９５４号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目27番地27
債務者　山岡　成美（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２３号
東京都墨田区亀沢２丁目４番10―402号　コーポリヴァーストン、申立時の住所千葉県市川市本北方２丁目22番17号　アネックスセキセン201号
債務者　柳原　崇史
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２４号
東京都墨田区亀沢２丁目４番10―402号　コーポリヴァーストン、申立時の住所千葉県市川市本北方２丁目22番17号　アネックスセキセン201号
債務者　柳原　千鶴
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係